

今月の相談事例（11月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

10月から、公務員が加入している共済組合が、厚生年金に加わったと聞きました。厚生年金の制度もそれに伴って変更になっているようなのですが、何が、どう変わったのか、詳しく教えていただけませんか？

【アドバイス】

公的年金制度には、全公民共通制度である「国民年金」と、会社員の上乗せ制度である「厚生年金」と公務員等の上乗せ制度である「共済年金」がありました。共済年金も厚生年金と同じ、基礎年金（国民年金）の上乗せを担っています。共済年金の方が保険料率（掛金率）が割安であり、また、「職域加算」という更なる上乗せ部分があったのです。

この職域加算があるため、厚生年金よりも上乗せが多くなり格差が生じることになっていました。厚生年金にも厚生年金基金など企業年金という上乗せ制度がありますが、会社員全てが加入出来るわけではありません。

この格差を是正する目的で、平成27年10月から、共済年金と厚生年金は厚生年金に一元化されました。この一元化により「職域加算」は撤廃されましたが、「年金払い退職給付」という形で上乗せ部分は残ることになりました。また、一元化前に受発した共済年金は一元化前の規定に基づいて支給されます。保険料率については、は同率になるとされています。

■統合前の年金図■

	(企業年金)	職域加算
	厚生年金	共済年金
国民年金（基礎年金）		
自営業者等	会社員	公務員・私立学校教職員

国民年金には3つの種別があります。

1. 第1号被保険者（自営業者等）
2. 第2号被保険者（会社員、公務員）
3. 第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）

一元化によって**厚生年金**にも次の4つの種別が出来ることとなります。

1. 第1号被保険者（会社員）
2. 第2号被保険者（国家公務員）
3. 第3号被保険者（地方公務員）
4. 第4号被保険者（私立学校の教職員）

例えば、会社員なら国民年金第2号被保険者・厚生年金第1号被保険者、地方公務員なら国民年金第2号被保険者・厚生年金第3号被保険者となります。

対象者	改正前	改正後
会社員	厚生年金被保険者	厚生年金 第1号被保険者
国家公務員	国家公務員共済年金被保険者	厚生年金 第2号被保険者
地方公務員	地方公務員共済年金被保険者	厚生年金 第3号被保険者
私立学校教職員	私立学校教職員共済年金被保険者	厚生年金 第4号被保険者

一元化によって、共済年金は厚生年金へ統合され、下記の表のように厚生年金の制度も何点か改正され

ました。

■統合前共済年金から見た改正点（厚生年金に揃えた事項）■

	厚生年金（改正前も改正後も同様）	改正前の共済年金
被保険者の年齢制限	70歳まで	年齢制限なし（私学共済除く）
未支給年金の給付範囲	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹	遺族、または遺族がないときは相続人
老齢厚生年金の在職支給停止	老齢年金受給者が厚生年金被保険者となった時、賃金＋年金が以下の額を超えた場合は年金の一部または全額を支給停止 ・65歳までは、28万円 ・65歳以降は、47万円	退職共済年金受給者が共済組合員となった時、 ・賃金＋年金が万円を超えた場合は年金の一部または全部を支給停止、3階部分は支給停止 ・私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は厚年と同様 退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった時、 ・賃金＋年金が47万円を超えた場合、年金の一部または単子を支給停止
障害給付及び遺族給付の支給要件	保険料納付要件（※）有り	保険料納付要件なし
障害年金の在職支給停止	障害年金の在職支給停止なし	退職共済年金と同基準で在職支給停止
遺族年金の転給	先順位者が失権しても次順位以下の者には支給されない	先順位者が失権した場合、次順位者に支給される

※・初診日（死亡日）前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が2/3以上必要

・上記に該当しない場合、初診日（死亡日）の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

■統合前厚生年金から見た改正点（共済年金に揃えた事項）■

	改正後の厚生年金	改正前の厚生年金
被保険者期間の計算	同月内に厚生年金の資格を取得した月にその資格を喪失し、国民年金の資格を取得した時は、厚生年金の資格をカウントしない	同月内に厚生年金の資格を取得した月にその資格を喪失し、国民年金の資格を取得した時は、厚生年金の資格をカウントする
2月期の年金支払額への端数加算	各期支払期における支払額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を2月期の支払額に加算して支払う	切り捨てた端数の加算は行わない
資格喪失の改定（退職改定）	退職した日から起算して1月を経過した日の属する月から年金額を改定	資格喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月から年金額を改定
国会議員または地方議会議員の老齢年金の在職支給停止	老齢厚生年金の在職支給停止が適用される	老齢年金の在職支給停止の規定なし
70歳以上の老齢厚生年金の在職支給停止	すべての70歳以上の者について老齢厚生年金の在職停止が適用	70歳以上の老齢厚生年金の在職停止の指定なし
子に対する遺族厚生年金の支給停止	配偶者が自ら遺族厚生年金の支給停止の申出を行った場合であっても、子に対する遺族厚生年金の全額を引き続き支給停止する	配偶者が自ら遺族厚生年金の支給停止の申出を行った場合であっても、子に対する遺族厚生年金の全額を支給する

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）